

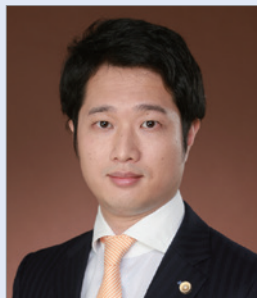
「働き方改革関連法」を網羅した 最新! 「就業規則」の作り方

開催日時 2020年1月29日(水) 10:00~17:00

会場 大阪銀行協会 別館3階(11号室)

受講料 会員…24,200円 一般…31,900円

(参加者1名様、消費税等、テキスト代を含む)



法改正に対応した
「規則」、「規程」の
見直しを!

石寄・山中総合法律事務所
弁護士

たちばな ひろき

講師 **橘 大樹氏**

● **特色**

進呈 各種規程のひな形集

就業規則は企業の経理と労務管理にとって不可欠です。自社の就業規則の条文に不備があった場合、適切な労務管理のために必要な「対応」がとれなくなってしまう。

本セミナーでは、様々な企業の実務経験を持つ弁護士が、実務でありがちな落とし穴を踏まえ、是正ポイントを解説します。

また、働き方改革関連法で導入された時間外労働の上限規制(中小企業は2020年4月1日施行)、2019年5月に成立した企業のパワハラ防止義務(2020年4月1日施行)、テレワークや副業・兼業、フレックスタイム制の導入など、昨今の情勢に合わせた規程・協定の整備についても分かりやすく解説します。

【略歴】 弁護士。専門分野は労働法。慶應義塾大学法学部法律学科、一橋大学法科大学院卒業。司法修習を経て弁護士登録の後、石寄・山中総合法律事務所入所。経営者側に立つ弁護士として、訴訟、労働審判、団体交渉のほか、長時間労働対策、セクハラ・パワハラ、休職、人事賃金制度の変更などを多数手がけ、人事労務に関連する様々な法律相談にも対応している。現在では、「働き方改革」の労務問題を中心にセミナー講師として活躍中。

【主な著作】 『労働時間管理の法律実務』(中央経済社) 『労働条件変更の基本と実務』(中央経済社) 『休職した従業員を軽易業務で復帰させる義務はあるか』(ビジネス法務) など。

カリキュラム

1. 企業における就業規則の役割

- (1) 企業経営にとってなぜ就業規則は大事か
- (2) 就業規則は企業の「権利」「義務」を定めるもの
- (3) 就業規則に「不備」があると起きる弊害とは

2. 労働基準法改正に対応した規程・協定の整備

- (1) 時間外労働の上限規制(中小企業は2020.4.1施行)
- (2) 新たな三六協定の書き方ポイント
- (3) 「特別条項」の発動事由の定め方
- (4) 就業規則の改正はマストか
- (5) 年休の年5日付与義務に対応した規定例
- (6) 計画年休の規定例・労使協定例
- (7) 厚労省指針で求められる健康情報取扱規程
- (8) 中小企業に対する特別割増賃金の「適用猶予」が廃止される
- (9) 特別割増賃金の支払いに代わる代替休暇とは何か

3. 企業のパワハラ防止義務に対応した規程の整備

- (1) 労働施策総合推進法30条の2(2020.4.1施行)
- (2) 企業が対応しなければならない項目リスト
- (3) 法律で明確になったパワハラ概念とは
- (4) 社内で行き過ぎたパワハラ「誤解」を是正しよう
- (5) 就業規則の改正はマストか
- (6) パワハラの内方針・ガイドラインの作り方
- (7) 中小企業はどう対処すべきか

4. 企業の働き方改革に対応した規程の整備

- (1) 長時間労働に対応するための残業承認制
- (2) フレックスタイム制の規定例・協定例
- (3) テレワーク(在宅勤務)の規定例
- (4) 勤務間インターバルの規定例
- (5) 中小企業は副業・兼業解禁の動きにどう対処するか
- (6) 副業・兼業は「届出制」にしなければならないのか

5. メンタル不調・問題社員に対応した規程の整備

- (1) 企業で多く見られる休職事由の不備と弊害
- (2) 長すぎる休職期間を是正する場合の注意点
- (3) 休職と復職を繰り返す社員への対応(通算規定)
- (4) メンタル不調社員に対応するための条項を定めよう
- (5) 解雇事由は適切な定め方になっているか
- (6) 試用期間中に見極めるための条項になっているか
- (7) 音信不通になった社員に対応するための条項

6. 企業の経営と労務管理に必要な規程の整備

- ① 出向に関する定め ② 降格に関する定め
- ③ 懲戒に関する定め ④ 固定残業代に関する定め
- ⑤ 退職金の不支給・減額に関する定め
- ⑥ 服務規律に関する定め ⑦ PCモニタリングに関する定め
- ⑧ 非正規社員の就業規則 ⑨ 留学・研修費用の返還に関する定め

7. 本セミナーで進呈のひな形集

- ① 就業規則 ② 給与規程 ③ 退職金規程
- ④ 限定正社員就業規則 ⑤ 契約社員就業規則
- ⑥ 定年後再雇用規程 ⑦ 在宅勤務規程
- ⑧ 育児・介護休業規程 ⑨ 秘密保持誓約書
- ⑩ 入社誓約書

参加
申込書

1/29(水)
「働き方改革関連法」を網羅した
最新! 「就業規則」の作り方

受講料 (参加者1名様、消費税等、テキスト代を含む)

会員…24,200円
一般…31,900円

りそな総合研究所 行

FAX 06-6258-8863

貴社名		区分	MS・会員・一般	会員番号	
受講票 送付先	〒	連絡 担当者	部署・役職		
			氏名		
TEL	()		E-Mail		
FAX	()	取引店	銀行	支店	
参加者 (ふりがな)	氏名 ()	部署	役職		
	氏名 ()	部署	役職		

*個人情報の取り扱いに関して「私は貴社の個人情報に関する利用目的を確認、同意の上、申込みをします」
なお、個人情報の取り扱いについての詳細は、弊社ホームページ (<https://www.rri.co.jp/kojin/index.html>) をご覧ください。

セミナー会場のご案内

【大阪銀行協会】

大阪市中央区谷町 3 - 3 - 5

交通

Osaka Metro 中央線・谷町線
「谷町四丁目」駅 6号出口より
徒歩 2分



※当ビルへのお車でのご来場はご遠慮願います。
※別館へは本館よりお入りください。

お申込み・お問い合わせについて

申込方法

- 弊社ホームページよりお申込みください。
- 「セミナー参加申込書」にご記入の上、FAXによるお申込みもいただけます。
- 先着順にお申込み受付後、「受講票」「会場地図」をご郵送いたします。受付のご連絡は受講票の発送をもって代えさせていただきます。なお、開催日一週間前までに届かない場合はお問い合わせください。
- 定員を超過した場合は、ご参加いただけないこともあります。

検索



お願い

- 録音・録画はご遠慮ください。
- 参加予定の方がご都合の悪い場合は、代理の方がご出席ください。なお、その場合は、お早めに代理出席の旨をご連絡ください。
- 参加申込みが少数の場合や講師の病気他、天災等により、開催を中止させていただく場合があります。

受講料

支払方法

- 会員の方の受講料のお支払いは、入会時にご選択いただきました方法になります。
 - 口座振替の場合: 口座振替日はセミナー開催月の翌月 23日 (休日の場合は翌営業日) になります。
 - 振込の場合: セミナー開催月の翌月 10日頃に請求書をお送りいたします。
- 一般の方の受講料のお支払いは、お振込みとなります。原則、受講料とともに請求書をお送りいたします。セミナー開催前日までにお振込みください。
(原則として、受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合のつかない場合は、代理の方のご参加をお願いいたします。)

キャンセルする場合

キャンセルする場合は、セミナー開催前営業日の 17時までにご連絡ください。それ以降のキャンセル及び、当日欠席は、受講料全額をいただきますので、ご了承ください。事前のご連絡が無い限り、自動的キャンセルにはなりませんので、ご注意ください。

個人情報の取り扱い

- 個人情報の取扱いについての詳細は、弊社ホームページ (<https://www.rri.co.jp/kojin/index.html>) をご覧ください。

各種割引

- 本セミナーは、各種割引、無料券の対象セミナーです。

お申込みお問い合わせ

りそな総合研究所 会員・研修事業部 (研修担当) TEL : 06-6258-8806 FAX : 06-6258-8863